

雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です。

1. 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

2. マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、本人確認が必要です。

本人確認とは、具体的には、①正しい番号であることの確認(番号確認)、②番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)をすることです。なお、届出の際に写しの添付は不要です。

<本人確認の方法>

番号確認	身元確認
マイナンバーカードの確認(マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます。)	
個人番号通知カード又は個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)	<p>abのいずれか</p> <p>a 次の書類のいずれか一つ：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付き身分証明書、写真付き社員証、官公署が発行した写真付き資格証明書など</p> <p>b aがない場合は次の書類から2つ以上：公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など</p>

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元(実在)確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元(実在)確認書類」の提示は不要です。

3. よくある質問

Q1 マイナンバーを記載して届出することは義務なのですか？

A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いいたします。その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q3 雇用関係にあることで身元確認を行う場合、雇用時の確認書類が履歴書だけでも問題はないのでしょうか？

A3 履歴書だけでは採用時の本人確認が十分ではありません。採用時に番号法や税法で定めるものまたは国税庁告示で定めるものと同程度の本人確認書類(運転免許証、写真付き学生証等)による確認を行っている必要があります。

Q4 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(マイナンバーカード、通知カード、身元確認書類等)をコピーして、それを事業所内に保管することはできますか？

A4 マイナンバーの確認の際に、本人確認書類のコピーの提出を受けた場合、必要な手続を行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。

Q5 返戻書類には個人番号が記載されますか？

A5 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。